

大阪府立男女共同参画・青少年センター目的利用判断基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大阪府立男女共同参画・青少年センター条例（以下「条例」という）に基づき、大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「センター」という）の施設を利用者が条例第1条の目的のため利用する場合の適用範囲に関して必要な事項を定めるものとする。

(青少年の定義)

第2条 条例で掲げる「青少年」とは30歳未満の者をいう。

(目的利用の適用範囲)

第3条 センターの目的利用の適用範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 男女共同参画社会の実現に資するための研究活動
- 2 男女共同参画社会の実現に向けての啓発活動
- 3 女性のネットワークづくりのための交流会、情報交換会等
- 4 青少年自らが実施する活動（複数名で活動する場合は、その3分の2以上が30歳未満である場合に限る。）
- 5 青少年の健全育成に資する活動

(大阪府立男女共同参画・青少年センター目的利用判断基準第3条の利用例)

項目	利用内容の例
男女共同参画社会の実現に資するための研究活動	・男女共同参画社会を進める会 ・国際結婚から生じる諸問題を題材とした勉強会等
男女共同参画社会の実現に向けての啓発活動	・職場における女性差別等の解消のための集い ・父親の子育て応援講座 等
女性のネットワークづくりのための交流会、情報交換会	・結婚、子育てをしながらも働き続ける意見交換会 ・子育て中の母親の不安を和らげ親同士の交流を深める会 等
青少年の能力を発揮できる機会の充実	・青少年自らが実施主体となる演劇、音楽、アートなどの文化的活動 等
子ども、青少年の「生きる力」の育成	・「中学生の主張」大阪大会 等
地域における子育て支援	・地域における子育て支援に関する講座、シンポジウム 等

子どもの居場所づくりの推進	・子どもの居場所に必要な「安全・安心」と「健全育成」について考えるセミナー 等
子どもの見守り機能の強化	・子どもの安全と学校、地域社会について考えるシンポジウム 等
子どもの人権尊重と権利擁護	・いじめ防止の方策について考える研修会 等
不登校・ひきこもりへの対応	・ひきこもりやニート問題を抱える親の相談会 等
障がいのある子ども等への対応	・障がいのある子を持つ家族に対する子育て講座 等

注意1 利用内容については、事業内容の記載された「ちらし」や「事業企画書」等で確認をさせていただきます。

注意2 確認ができない場合は一般利用料金を適応させていただきます。